

埼玉県国民健康保険運営方針
(第3期)【原案】
(令和6年度～令和11年度)

令和 年 月

埼玉県

4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法

(1) 納付金ベースの統一(令和6年度～)

市町村ごとの納付金算定を統一基準により行うこととします。

- 医療費水準反映係数 α
医療費水準の市町村格差は納付金に反映させないため、 $\alpha = 0$ として算定します。
- 高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業費負担金、特別調整交付金（県分）、保険者努力支援制度（県分）、審査支払手数料
県単位での算定とします。
- 地方単独事業の減額調整分
 - ・ 福祉3医療費助成制度（乳幼児（子ども）医療費支給事業・重度心身障害者医療費支給事業・ひとり親家庭等医療費支給事業）の対象年齢などは市町村の政策として差異が生じています。
 - ・ 県で統一し、保険者間で公平な負担とすることは望ましくないため、統一の例外とし、これまでどおり市町村単位での算定とします。
 - ・ 減額調整分の納付金への加算額を保険税以外の財源で賄う場合は保険税率に差異が生じないため、財源の確保方法について検討することとします。

(2) 準統一(令和9年度～)

① 準統一の考え方

- ・ 標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一することとします。
- ・ 各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定することとします。
- ・ 市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行うこととします。

② 保険税の賦課に係る項目の取扱い

- 賦課方式
県内全ての市町村で所得割・均等割による2方式とします。
- 応能応益割合
県全体の応能応益割合を $\beta : 1$ （おおむね53 : 47）とします。
※ 各市町村の応能応益割合は所得水準により異なります。
- 賦課限度額
政令（地方税法施行令）で定める金額で統一することとします。

③ 市町村が実施する事業に係る項目の取扱い

- 特定健康診査を始めとする保健事業に要する費用
 - ・ 負担と給付の公平を図る観点から、地域の健康課題を踏まえ、全市町村で同一水準の被保険者サービスの提供を目指します。
 - ・ 各事業を次の区分に分類した上で財源を確保し、市町村において事業を実施することとします。
 - ア 全市町村で共通して実施する事業
納付金算定に反映し、普通交付金の交付対象とします。
 - イ アに該当しないが、県として推奨すべきと位置付ける事業
保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とします。
 - ウ ア及びイに該当しないが、市町村が独自に実施する事業
保険給付費等交付金（普通交付金又は特別交付金）から市町村規模に応じて一定額を交付し、その範囲内において事業を行うこととします。
 - エ ア及びイに該当せず、ウの額を活用しても賄えない事業
保険税以外の独自財源で実施することとします。
- 市町村の条例による減免（保険税及び一部負担金）
 - ・ 県内統一の基準（別添）を定め、本基準に沿って実施された減免については、全額を保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とします。
 - ・ 各市町村が本基準を超えて減免を行う場合は、その一部を保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とします。
- 保養施設利用助成事業
納付金算定には反映させず、事業を実施する場合は保険税以外の独自財源で実施するか、一般会計事業へ移行して実施することとします。

- 直診勘定繰出金
直営診療施設を設置している市町村は少ないことから、統一の例外とします。
- 出産育児諸費
 - ・ 出産育児一時金における法定給付分は県単位で納付金算定に反映し、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付対象とします。
 - ・ 法定を上回る給付を行う市町村については、上乘せ分は保険税以外の独自財源で実施することとします。
- 葬祭諸費
県単位で納付金算定に反映し、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付対象とします。

④ 市町村向けの公費に係る項目の取扱い

- 保険給付費等交付金（特別交付金）
 - ・ 医療費適正化や保健事業の実施状況を評価して交付する基準については、保健事業等の統一の議論を踏まえながら、その在り方を検討していくこととします。
 - ・ 保険税収納率などの実績を評価して交付する基準については、準統一により令和9年度から廃止することとします。
- 保険者努力支援制度（市町村分）
税率を抑えるため、標準保険税率から差し引く部分と、独自財源として活用できるよう市町村に交付する部分の配分などについて、保健事業等の統一の議論と並行して検討していくこととします。
- 国・特別調整交付金（市町村分）
 - ・ 事業費相当分としての交付額は、標準保険税率の算定対象外とします。
 - ・ 市町村の取組を評価して交付される分については、市町村の独自財源として整理し、保健事業や地方単独事業の減額調整分に活用することとします。

⑤ その他

- 保険基盤安定制度（保険者支援分）、財政安定化支援事業繰入金
 - ・ 県単位で算定することとします。
 - ・ 具体的には、県全体の納付金算定基礎額から控除した後、各市町村の納付金額に繰入見込相当額を個別に加算します。
 - ・ 市町村標準保険税率の算定に影響させないよう、各市町村の保険税必要額の算定において、各市町村の納付金に個別加算した額と同額を減算します。

○ 財政安定化基金（本体基金）

- ・ 市町村の償還分については、貸付を受けた市町村が全額償還することとします。
- ・ 市町村の拠出分については、県単位での算定とし、全市町村で納付金算定と同様の方法により按分することとします。
- ・ 標準保険税率どおりの税率で賦課し、標準的な収納率を達成したにも関わらず収納不足が生じた（市町村の責めに帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします。

○ その他基金（市町村が設置する基金）

- ・ 準統一後は保険税を財源とした基金への積立てを行わない（基金を積立てるための保険税率の上乗せは行わない）こととします。
- ・ 保険税軽減を目的とした基金残高の取崩しは行わないこととします。

○ 予備費

- ・ 市町村の実情に応じて予備費を計上することとします。
- ・ 準統一後は保険税を財源とした予備費の計上は行わないこととします。

○ 決算補填等以外の目的の法定外繰入金

- ・ 全市町村で実施しないこととします。
- ・ 地方単独事業の減額調整分や市町村が独自に行う保健事業などの財源を、一般会計からの法定外繰入金以外で賄うための取扱いについて、保険給付費等交付金（特別交付金）や保険者努力支援制度（市町村分）の在り方と併せて検討していくこととします。

(3) 完全統一

- ・ 各市町村の収納率の差が一定程度まで縮小された段階で実施することとします。
- ・ 完全統一を実施する収納率の縮小幅については、収納率の今後の推移や各市町村の収納対策の取組状況などを踏まえ、今後、検討することとします。
- ・ 完全統一により、県内の標準保険税率が統一されますが、地方単独事業の減額調整分等や、財政安定化基金の貸付を受けたことに伴う償還分の財源を保険税で賄う場合などは、引き続き市町村ごとの保険税率に差異が生じることとなります。
- ・ 完全統一に当たっては、収納率格差について県全体で算定する（収納率に応じて納付金を増減させる）取扱いとするほか、過年度の保険税収納見込額について、県単位での算定とします。